

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成十六年法律第七十八号) [抄]

第一章 総則

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2、3 (略)

4 主務大臣は、第一項及び前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるものの以外の生物（生きているものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるもので

なければ、輸入してはならない。

- 2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

○特定外来生物被害防止基本方針（令和四年九月二十日閣議決定）

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組合せ又は外来生物及び在来生物の種の組合せを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせる。

1 選定の前提

ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、おおむね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含める。

エ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）や「植物防疫法」（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

2 被害の判定の考え方

（1）被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

イ 人の生命・身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の

障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命・身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。

ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用する。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していく。

外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努める。

生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出、分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努める。(中略)

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。

イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見

交換等、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

キ (略)

(2) パブリック・コメント手続 (略)

(3) WTO通報手続 (略)

外来生物法の概要

法律の目的

- 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針（基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト）

特定外来生物

- ・飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止
（大臣の許可が必要）
- ・許可者以外は輸入禁止
- ・許可者以外への譲渡禁止
- ・野外への放出等の禁止
（大臣の許可が必要）
- ・国、都道府県（共同実施の市区町村を含む）は公示して防除を実施
- ・市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

アカミミガメ・アメリカザリガニ（検討中）
販売・頒布等目的の飼養等
販売・頒布等目的の譲渡し等
輸入、放出等のみ禁止

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- ・付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・事業者がとるべき措置の対処指針の策定

未判定外来生物

- ・輸入者に届出義務
- ・判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

判定

指定されない生物

規制なし
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要

その他：

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・生息調査のための立入調査
- ・許可者への報告徴収及び立入検査
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令